

別表第2

法令違反行為	分類
(1) 刑法第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条第3項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	B
(2) 刑法第95条、第137条（製造に係る部分を除く。）、第141条（第137条（製造に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）、第235条、第236条、第238条、第239条、第243条（同法第235条、第236条、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条から第254条まで、第256条、第258条又は第259条に規定する罪に当たる行為	C
(3) 刑法第140条（あへん煙を吸食するための器具の所持に係る部分に限る。）、第141条（第140条（あへん煙を吸食するための器具の所持に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）又は第237条に規定する罪に当たる行為	D
(4) 刑法第175条第1項（物の頒布に係る部分に限る。）若しくは第2項（所持に係る部分に限る。）、第261条又は第263条に規定する罪に当たる行為	E
(5) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる行為	C
(6) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項（第13号又は第14号に掲げる罪に係るものに限る。）若しくは第2項（第1項第14号に掲げる罪に係るものに限る。）、第4条（第3条第1項第13号若しくは第14号又は第3条第2項（第1項第14号に係る部分に限る。）に掲げる罪に係るものに限る。）、第10条（第3項に係る部分を除く。）又は第11条に規定する罪に当たる行為	C
(7) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第3項に規定する罪に当たる行為	D
(8) 印紙犯罪処罰法第2条（交付又は輸入に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(9) 臘虎膾肭獸獵獲取締法第5条（第1条第1項の販売又は第2項の所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(10) 印紙等模造取締法第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(11) 産業標準化法第78条（第3号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(12) 外国為替及び外国貿易法第69条の6（第2項第1号に係る部分	C

を除く。)、第69条の7第1項(第3号から第5号までに係る部分に限る。))又は第70条第1項(第6号(貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に規定する罪に当たる行為	
(13) 外国為替及び外国貿易法第71条(第1号(貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に規定する罪に当たる行為	D
(14) 文化財保護法第193条又は第194条に規定する罪に当たる行為	C
(15) 関税法第108条の4第2項、第3項若しくは第5項、第109条又は第112条に規定する罪に当たる行為	C
(16) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第2項又は第3項(第2項に係る部分に限る。))に規定する罪に当たる行為	B
(17) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の3第1項、第3項(第1号又は第2号に係る部分に限る。))若しくは第4項(第3項第1号又は第2号に係る部分に限る。))、第31条の4第2項若しくは第3項(第2項に係る部分に限る。))、第31条の7第2項若しくは第3項(第2項に係る部分に限る。))、第31条の8、第31条の9第2項若しくは第3項(第2項に係る部分に限る。))、第31条の11第1項(第1号又は第2号に係る部分に限る。))若しくは第2項、第31条の12若しくは第31条の13(いずれも第31条の2第2項に係る部分に限る。))、第31条の15、第31条の16第1項(第1号、第2号又は第3号に係る部分に限る。))若しくは第2項又は第31条の17第1項(第31条の2第2項に係る部分に限る。))に規定する罪に当たる行為	C
(18) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17(第1項に係る部分を除く。))、第31条の18(第1項に係る部分に限る。))、第32条(第1号、第4号又は第5号に係る部分に限る。))、第33条(第1号に係る部分に限る。))に規定する罪に当たる行為	D
(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第35条(第2号(第22条の2第1項に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に規定する罪に当たる行為	F
(20) 特許法第196条の2(第101条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。))に規定する罪に当たる行為	C
(21) 実用新案法第56条(第28条により侵害するものとみなされる行為のうち譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。))に規定する罪に当たる行為	C
(22) 意匠法第69条の2(第38条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。))に規定する罪に当たる行為	C

る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	
(23) 商標法第78条の2 (第37条又は第67条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	C
(24) 電気用品安全法第57条 (第3号 (販売に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	D
(25) 印紙税法第22条 (第3号 (第16条の販売又は所持に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	D
(26) 著作権法第119条第2項 (第3号 (第113条第1項第2号の申出に係る部分を除く。)に係る部分に限る。)、第120条の2 (第1号 (譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。)、第3号 (第113条第4項第3号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。))又は第4号 (第113条第6項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	C
(27) 著作権法第121条又は第121条の2 (頒布又は所持に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	D
(28) 郵便切手類模造等取締法第2条 (第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	D
(29) 消費生活用製品安全法第58条 (第1号 (第4条第1項の販売に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	D
(30) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第10条 (第1号 (第5条の販売又は授与に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	D
(31) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第57条の2 (第12条第1項又は第15条第1項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	C
(32) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第58条第2号 (第17条に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	D
(33) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第63条第6号 (第21条第3項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(34) 不正競争防止法第21条第2項 (第1号 (第2条第1項第1号又は第20号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。)、第3号 (第2条第1項第3号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。))又は第7号 (第16条又は第17条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	C

(35) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第3項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第7項（所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(36) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第83条第1項（第4号（第25条第1項又は第26条第1項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）又は第84条第1項（第5号（第16条第2項又は第27条（譲渡し、譲受け、販売、引渡し又は引受けに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(37) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条（第3条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(38) 消費者安全法第51条（第1号（第41条第1項の譲渡又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	C
(39) 軽犯罪法第1条（第17号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	I
(40) 質屋営業法第30条に規定する罪に当たる行為	C
(41) 質屋営業法第31条、第32条又は第33条（第2号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	D
(42) 質屋営業法第33条（第1号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(43) 古物営業法施行規則第6条、第13条、第15条第4項又は第17条第3項に違反する行為	I
(44) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(43)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	F
(45) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(43)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I
(46) (1)から(45)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類